6. 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)・ 国民年金(こくみんねんきん)とは

●国民健康保険(こくみんけんこうほけん)

- ・国民健康保険(こくみんけんこうほけん)とは、病気(びょうき)やけがをしたときに加入者(かにゅうしゃ)の皆(みな)さんがお金(かね)(保険(ほけん)税(ぜい))を負担(ふたん)し合(あ)って、医療機関(いりょうきかん)にかかるときの医療費(いりょうひ)に充(あ)てる、助(たす)け合(あ)いの制度(せいど)です。
- ・住民登録(じゅうみんとうろく)をしていて、他(ほか)の保険(ほけん)に加入(かにゅう) しておらず、3 か月(げつ)を超(こ)えて日本(にほん)に滞在(たいざい)する場合(ばあい)、 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に加入(かにゅう)することになっています。
- ・国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に加入(かにゅう)すれば、医療機関(いりょうきかん)が行(おこな)うほとんどの診療(しんりょう)・検査(けんさ)について、年齢(ねんれい)に応(おう)じ 70%または 80%が保険(ほけん)によって支払(しはら)われることになります。
- ・保険(ほけん)税(ぜい)は、各人(かくじん)の前年(ぜんねん)の所得(しょとく)によって 決(き)まります。

※75 歳(さい)以上(いじょう)の人(ひと)は、後期(こうき)高齢者(こうれいしゃ)医療(いりょう) 制度(せいど)に加入(かにゅう)します。(12番窓口(ばんまどぐち))

●国民年金(こくみんねんきん)

- ・加入者(かにゅうしゃ)が納(おさ)める保険料(ほけんりょう)と国(くに)の負担(ふたん)金(きん)によって、国(くに)が責任(せきにん)をもって運営(うんえい)する制度(せいど)で、病気(びょうき)やけがになったとき、また、高齢(こうれい)になったときに皆(みな)で助(たす)け合(あ)い、生活(せいかつ)に不安(ふあん)がないようにしていこうという制度(せいど)です。
- ・住民(じゅうみん)登録(とうろく)をしている20歳(さい)以上(いじょう)60歳(さい)未満(みまん)の人(ひと)で、厚生(こうせい)年金(ねんきん)に加入(かにゅう)していない人(ひと)は、国民(こくみん)年金(ねんきん)に加入(かにゅう)することになっています。
- ※保険料(ほけんりょう)は、年齢(ねんれい)・性別(せいべつ)・所得(しょとく)に関係(かんけい)なく一律(いちりつ)です。
- ・国民年金保険料免除制度(こくみんねんきん ほけんりょう めんじょせいど)・納付猶予制度(のうふゆうよせいど)についてはこちらから 🖗

https://www.city.ageo.lg.jp/page/0042202007173.html